

4 的確な効果検証を踏まえた事業の推進

勸告	説明図表番号
<p>調査対象 18 事業は、CO₂排出削減以外の他の政策目的を達成すると同時にCO₂排出削減を図るものもあるが、前記項目 1 のとおり、地球温暖化対策事業としては、「2020 年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」に該当し、交付要綱等において、地球温暖化対策が目的に掲げられるなど、事業を実施することにより、CO₂の排出削減が確実に進むことが期待されている。</p> <p>しかしながら、以下のとおり、CO₂排出削減については効果検証が行われていないものや、CO₂排出削減量が不正確で的確な効果検証が行われていないものがみられた。</p> <p>(1) CO₂排出削減効果の検証の必要性</p> <p>調査対象 18 事業のうち 6 事業（経済産業省 4 事業、国土交通省 2 事業）(注) において、CO₂排出削減量が把握されておらず、CO₂排出削減については効果検証が行われていない状況がみられた。</p> <p>(注) 経済産業省の 4 事業は、①「エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）」、②「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」、③「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」及び④「中小水力・地熱発電開発費等補助金」である。国土交通省の 2 事業は、⑤「地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進」及び⑥「環境対応車普及促進対策」である。</p> <p>その理由について、各省は、当該補助事業にCO₂排出量を低減する効果があることは明らかであり、CO₂排出削減量を把握する必要性が乏しい等としているが、前述のとおり、各事業は、地球温暖化対策としては、平成 32 年（2020 年）までに効果を発揮することが期待されて実施されていることから、CO₂排出削減効果がどの程度発揮されているかについても検証することが重要である。</p> <p>なお、上記 6 事業のうち 3 事業（経済産業省 1 事業、国土交通省 2 事業）(注) は、いずれも車両の導入補助事業で、CO₂排出削減効果や、CO₂排出削減効果に換算可能な効果による検証は行われていない。</p> <p>(注) 経済産業省の 1 事業は、上記②の事業である。国土交通省の 2 事業は、上記⑤及び⑥の事業である。ただし、経済産業省の上記②の事業については、電気自動車に限り、CO₂排出削減量が公表されている。</p> <p>また、残りの 3 事業（経済産業省）(注) では、CO₂排出削減の効果検証は行われていないが、他の政策目的（省エネルギーの推進等）についてはエネルギー削減実績等を把握し効果を検証しており、それらを基に、CO₂排出削減効果を試算することが可能であると考えられる。</p> <p>(注) 経済産業省の 3 事業は、上記①、③及び④の事業である。</p>	

<p>(2) CO₂排出削減効果の検証の適正化</p> <p>調査対象 18 事業のうち、上記(1)の 6 事業以外の 12 事業について、CO₂排出削減に係るデータの正確性を調査したところ、4 事業（環境省 3 事業、国土交通省 1 事業）(注)において、以下のとおり、補助金交付主体の都道府県及び各省が、CO₂排出削減実績の算定根拠の提出を求めているいないため、効果が 10 倍程度過大となっているなどの誤ったデータが訂正されていない事例がみられた。</p> <p>こうした事例にあつては、不正確なデータに基づき CO₂排出削減効果の検証が行われることとなるため、誤った検証結果が得られることとなる。</p> <p>(注) 環境省の 3 事業は、①「地域グリーンニューディール基金事業」（平成 23 年度限りで廃止）、②「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（平成 25 年度限りで廃止）及び③「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」である。国土交通省の 1 事業は、④「モーダルシフト等推進事業」である。</p> <p>なお、上記の環境省の①及び②の事業は、平成 26 年度現在実施されていないが、同省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」は、「地域グリーンニューディール基金事業」と同じく、グリーンニューディール基金制度を活用し、これらと同様の設備の導入に補助を行うことができる。これらの事業は、CO₂排出削減を目的としているが、それ以外に防災、雇用創出、先進技術の導入等、他の異なる目的をそれぞれ有しており、また、②の事業と「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」では、補助率も相違している。また、環境省の①及び②の事業は、現在実施されていないが、少なくとも平成 28 年度まで、採択案件の稼働実績についてフォローアップを行い、事業効果の発現状況の確認及び検証を行うことになっている。</p> <p>① 算定の前提となる事実関係が誤っているものとして、次のような例が 4 事業で 9 事例みられた。</p> <p>i) 「地域グリーンニューディール基金事業」において、市営斎場に、従来の照明に替え LED 照明を導入した事業の実績について、交換した照明の基数が実際は少なく、効果が約 7 倍過大となっていた。</p> <p>ii) 「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」において、町営施設に、ヒートポンプを導入した事業の効果について、実績値が把握可能であるにもかかわらず、推計値を報告しており、効果が約 4 倍過大となっていた。</p> <p>② 補助事業の効果ではないものを含めて算定しているものとして、次のような例が 2 事業で 4 事例みられた。</p> <p>○ 「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」において、廃棄物燃料を製造する設備の事業効果に、補助金で整備した設備以外の効果も含めており、効果が約 3 倍過大となっていた。</p> <p>③ 明らかな計算誤りによるものとして、次のような例が 4 事業で 15 事例みられた。</p> <p>i) 「地域グリーンニューディール基金事業」において、遮熱塗装等による CO₂排出削減効果について、重量の単位変換 (kg から t) 時に計算を誤り、効果が約 10 倍過大となっていた。</p>	<p>表 4-(2)-①～⑤</p> <p>表 4-(2)-①</p> <p>表 4-(2)-②中の事例番号④</p> <p>表 4-(2)-③中の事例番号②</p> <p>表 4-(2)-①</p> <p>表 4-(2)-④中の事例番号③</p> <p>表 4-(2)-①</p> <p>表 4-(2)-②中の事例番号⑩</p>
--	---

<p>ii) 「モーダルシフト等推進事業」において、トラック輸送から鉄道輸送に転換したが、その効果を実績ではなく計画時の貨物量を基に算定しており、効果が過大又は過小となっていた。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、環境省、経済産業省及び国土交通省は、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、当該事業に引き続いてエネルギー起源CO₂の排出削減に資する同種類別の事業を行う場合も同様である。</p> <p>① 今後、次の補助事業について、CO₂排出削減効果を定量的に把握し、検証すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（経済産業省） ・ 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進（国土交通省） ・ 環境対応車普及促進対策（国土交通省） <p>また、経済産業省は、今後、次の補助事業について、従前から把握することとしているエネルギー削減実績等のCO₂排出削減効果に換算できるデータを基に試算し、CO₂排出削減効果についても明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分） ・ 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 ・ 中小水力・地熱発電開発費等補助金 <p>② 今後、次の補助事業で採択した案件の効果の検証の際に、CO₂排出削減実績に係るデータの正確性について厳格に確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域グリーンニューディール基金事業（環境省） ・ 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（環境省） ・ 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（環境省） ・ モーダルシフト等推進事業（国土交通省） <p>また、環境省は、都道府県に対し、今後、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」で採択した案件の効果の検証の際に、CO₂排出削減実績に係るデータの正確性について厳格に確認するよう、当該事業の交付要綱等に明示して指導すること。</p>	<p>表 4-(2)-⑤中の事例番号③、④、⑤</p>
---	-----------------------------

表 4-②-① CO₂排出削減効果（実績）が適切に算定されていない事例（集計表）

	地域グリーンニューディール基金事業 [表 4-②-②参照]	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 [表 4-②-③参照]	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 [表 4-②-④参照]	モーダルシフト等推進事業 [表 4-②-⑤参照]	計
調査対象者数	10	22	7	41	80
①算定の前提となる事実関係が誤っているもの	4	2	2	1	9
②補助事業の効果ではないものを含めて算定しているもの	3	0	1	0	4
③明らかかな計算誤りによるもの	7	1	2	5	15
計	14	3	5	6	28

(注) ①から③までの複数に該当する事例は、それぞれ計上している。

表 4-(2)-② CO₂排出削減効果（実績）が適切に算定されていない事例（地域グリーンニューディール基金事業）

府省	環境省
事業名	地域グリーンニューディール基金事業
調査結果	<p>本事業は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業と同様に、都道府県等が基金を造成し、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業を自ら実施するほか、補助金の交付要綱等を定めて、市町村等に補助金を交付するものである。</p> <p>本事業は、平成 21 年度から 23 年度までの間に実施されており、都道府県等は、環境省に対して、各年度末に当該年度の報告書、事業実施期間の終了時（原則 23 年度）に全体の報告書を提出している。これらの報告書には、基金を活用して実施された採択案件のCO₂排出削減効果（見込み）が記載されており、これを環境省で確認していた。</p> <p>また、環境省は、本事業終了後も、都道府県等に対して、採択案件のCO₂排出削減効果（実績）の報告を求め、これを確認している。</p> <p>しかし、10 道県を対象に、CO₂排出削減効果（実績）が適切に算定されているか調査したところ、以下のとおり、6 県において、各県及び環境省がその算定根拠の提出を求めているため、報告された誤ったデータが訂正されていない事例がみられた。</p> <p>① 算定の前提となる事実関係が誤っているものが 4 事例みられた。＜事例番号①②③④＞</p> <p>② 補助事業の効果ではないものを含めて算定しているものが 3 事例みられた。＜事例番号⑤⑥⑦＞</p> <p>③ 明らかな計算誤りによるものが 7 事例みられた。＜事例番号①⑤⑦⑧⑨⑩⑪＞</p> <p>注 以下の事例で引用する提出書類の略称及び概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度報告書：「地域グリーンニューディール基金事業状況報告書」として、各年度の実施事業の内容を記載し、各年度末に提出されるもの ・実績報告書：「地域グリーンニューディール基金事業実績報告書」として、事業全体の終了時に、実施した事業全体を取りまとめて提出されるもの ・削減量報告書：「温室効果ガス削減量等報告書」として、実際のCO₂排出削減量などについて、環境省の照会に対し提出されるもの
事例番号	事例の内容
①	<p>本間接補助事業者（南部町）は、平成 21 年度及び 22 年度に、鳥取県が造成した基金から 82,272 千円の補助金を受けて、太陽光発電設備（40kw）及びLED照明 239 台を導入した。</p> <p>鳥取県が平成 25 年度に環境省に提出した削減量報告書では、CO₂排出削減量の 24 年度の実績は 45.9t-CO₂/年とされているが、次の点で不正確となっている。</p> <p>i) LED照明について、実際には、交換前の消費電力は 13.8w から 120w</p>

まで、交換後の消費電力も 13.1w から 65w まで様々であるにもかかわらず、消費電力 160w の照明 239 台（器具（ユニット）ごとにカウントすると 163 台）を 72w の LED 照明に交換したとし、CO₂ 排出削減量の算定の前提となる事実関係が誤っているため、不正確となっている。

上記の点を修正して試算すると、5.3t-CO₂/年となる。

$$\text{(正) (交換前の消費電力)} \underline{120\text{w} \times 8 \text{台} + 87\text{w} \times 82 \text{台} + 80\text{w} \times 15 \text{台} + 40\text{w} \times 26 \text{台} + 20\text{w} \times 16 \text{台} + 13.8\text{w} \times 16 \text{台}} = 10,874.8\text{w}$$

$$\text{(交換後の消費電力)} \underline{65\text{w} \times 82 \text{台} + 60\text{w} \times 8 \text{台} + 46\text{w} \times 15 \text{台} + 27.5\text{w} \times 5 \text{台} + 20\text{w} \times 21 \text{台} + 14\text{w} \times 16 \text{台} + 13.1\text{w} \times 16 \text{台}} = 7,491.1\text{w}$$

$$\underline{(10,874.8\text{w} - 7,491.1\text{w})} \times 0.001 \times 10\text{h} \times 240 \text{日} \times 0.000657\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 5.3\text{t-CO}_2/\text{年}$$

$$\text{(誤) (交換前の消費電力)} \underline{160\text{w} \times 239 \text{台}} = 38,240\text{w}$$

$$\text{(交換後の消費電力)} \underline{72\text{w} \times 239 \text{台}} = 17,208\text{w}$$

$$\underline{(38,240\text{w} - 17,208\text{w})} \times 0.001 \times 10\text{h} \times 240 \text{日} \times 0.000657\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 33.2\text{t-CO}_2/\text{年}$$

ii) 太陽光発電設備による CO₂ 排出削減量について、12.7t-CO₂/年とされているが、算定に使用する電気の CO₂ 排出係数が誤っている。本来は、「地域グリーンニューディール基金事業に係る実績報告書等作成マニュアル」（平成 22 年 3 月環境省）（以下この事例表では「環境省マニュアル」という。）に基づき、24 年 11 月に公表された電気事業者の排出係数を用いるべきところ、一般社団法人太陽光発電協会の「表示に関する業界自主ルール」（以下この事例表では「業界自主ルール」という。）に示された排出係数等を用いている。

上記の点を修正して試算すると、25.8t-CO₂/年となる。

$$\text{(正) } 19,055\text{kwh (発電量)} \times \underline{0.000657\text{t-CO}_2/\text{kwh}} = 12.5\text{t-CO}_2/\text{年}$$

$$20,189\text{kwh (発電量)} \times \underline{0.000657 \text{t-CO}_2/\text{kwh}} = 13.3\text{t-CO}_2/\text{年}$$

$$12.5 + 13.3 = 25.8\text{t-CO}_2/\text{年}$$

$$\text{(誤) } 19,055\text{kwh (発電量)} \times \underline{0.0003145\text{t-CO}_2/\text{kwh}} = 6\text{t-CO}_2/\text{年}$$

$$20,189\text{kwh (発電量)} \times \underline{0.0003314\text{t-CO}_2/\text{kwh}} = 6.7\text{t-CO}_2/\text{年}$$

$$6 + 6.7 = 12.7\text{t-CO}_2/\text{年}$$

上記 i) 及び ii) について修正して試算すると、31.1t-CO₂/年となる。

$$\text{(正) } \underline{5.3 + 25.8} = 31.1\text{t-CO}_2/\text{年}$$

$$\text{(誤) } \underline{33.2 + 12.7} = 45.9\text{t-CO}_2/\text{年}$$

② 本間接補助事業者（岩美町）は、平成 22 年度に、鳥取県が造成した基金から 29,814 千円の補助金を受けて、庁舎等に太陽光発電設備（14.4kw）、太陽光・風力発電装置付 LED 街路灯 5 基等を導入した。

鳥取県が平成 25 年度に環境省に提出した削減量報告書では、このうち、太陽光・風力発電装置付 LED 街路灯による CO₂ 排出削減量の 24 年度の実績は 0.3t-CO₂/年とされている。

しかし、この算定は、36w の通常の街路灯 5 基を設置した場合と比較し

た結果であるが、実際は、太陽光・風力発電装置付LED街路灯5基全てを新設したのではなく、新設したのは2基で、残りの3基は300wの通常の街路灯に替えて設置したものであることから、その3基については、交換前の300wの街路灯と比較すべきであり、CO₂排出削減量の算定の前提となる事実関係が誤っているため、不正確となっている。

上記の点を修正して試算すると、1.9t-CO₂/年となる。

(正) $36w \times 0.001 \times 8h \times 365 \text{日} \times 2 \text{基} \times 0.000657t\text{-CO}_2/\text{kwh} = 0.14t\text{-CO}_2/\text{年}$
 $300w \times 0.001 \times 8h \times 365 \text{日} \times 3 \text{基} \times 0.000657t\text{-CO}_2/\text{kwh} = 1.73t\text{-CO}_2/\text{年}$
 $0.14 + 1.73 = 1.9t\text{-CO}_2/\text{年}$

(誤) $36w \times 0.001 \times 8h \times 365 \text{日} \times 5 \text{基} \times 0.000657t\text{-CO}_2/\text{kwh} = 0.3t\text{-CO}_2/\text{年}$

③ 徳島県は、補助金を受けて造成した基金から29,964千円を拠出し、農業に関する同県の研究施設に、平成22年度に太陽光発電設備(10kw)を、23年度にヒートポンプ式空調システムを導入した。

徳島県が平成25年度に環境省に提出した削減量報告書では、導入した太陽光発電設備によるCO₂排出削減量の24年度の実績は14.3t-CO₂/年とされているが、発電量が誤っており、発電量を修正して試算すると6.6t-CO₂/年となる。

(正) $11,867\text{kwh} \times 0.000552t\text{-CO}_2/\text{kwh} = 6.6t\text{-CO}_2/\text{年}$

(誤) $25,904\text{kwh} \times 0.000552t\text{-CO}_2/\text{kwh} = 14.3t\text{-CO}_2/\text{年}$

また、削減量報告書には、ヒートポンプ式空調システムによるCO₂排出削減量の平成24年度実績が記載されておらず、未報告となっている(表6-①-i中の事例番号②のvii)参照)。

④ 本間接補助事業者(上天草市)は、平成21年度及び22年度に、熊本県が造成した基金から20,000千円の補助金を受けて、市営斎場にLED照明275台等を導入した。

熊本県が平成25年度に環境省に提出した削減量報告書では、CO₂排出削減量の24年度の実績は、11.7t-CO₂/年とされているが、次表のとおり、CO₂排出削減量の算定の前提となる事実関係が誤っているため、不正確となっている。

上天草市が算定の基礎としたもの	実際の実事関係
平均の消費電力が65wの照明275台を平均の消費電力が20wのLED照明に交換	平均の消費電力が48.2wの照明172台を撤去する一方で、平均の消費電力が23.3wのLED照明275台を導入

上記の点を修正して試算すると、1.8t-CO₂/年となる。

(正) (事業前消費電力量) $48.2w \times 1,800h \times 172 \text{台} \times 0.001 = 14,923\text{kwh}$

(事業後消費電力量) $23.3w \times 1,800h \times 275 \text{台} \times 0.001 = 11,534\text{kwh}$

(消費電力削減量) $14,923 - 11,534 = 3,389\text{kwh}$

$3,389\text{kwh} \times 0.000525t\text{-CO}_2/\text{kwh} = 1.8t\text{-CO}_2/\text{年}$

	<p>(誤) (事業前消費電力量) $65w \times 1,800h \times 275 \text{ 台} \times 0.001 = 32,175kwh$ (事業後消費電力量) $20w \times 1,800h \times 275 \text{ 台} \times 0.001 = 9,900kwh$ (消費電力削減量) $32,175 - 9,900 = 22,275kwh$ $22,275kwh \times 0.000525t-CO_2/kwh = 11.7t-CO_2/\text{年}$</p>
⑤	<p>本間接補助事業者(境港市)は、平成23年度に、鳥取県が造成した基金から59,859千円の補助金を受けて、図書館に太陽光発電設備(15.8kw)及び省エネ型空調設備を導入した。</p> <p>鳥取県が平成25年度に環境省に提出した削減量報告書では、CO₂排出削減量の24年度の実績は12.1t-CO₂/年とされているが、次の点で不正確となっている。</p> <p>i) 太陽光発電設備によるCO₂排出削減量5.4t-CO₂/年が二重に計上されている。</p> <p>ii) 太陽光発電設備によるCO₂排出削減量の算定に使用する電気のCO₂排出係数が誤っている。本来は、環境省マニュアルに基づき、平成24年11月に公表された電気事業者の排出係数を用いるべきところ、業界自主ルールに示された排出係数を用いている。</p> <p>上記の点を修正して試算すると、12.6t-CO₂/年となる。</p> <p>(正) $17,133kwh \times 0.000657t-CO_2/kwh = 11.3t-CO_2/\text{年}$ (太陽光発電) 11.3 (太陽光発電) + 1.3 (空調) = $12.6t-CO_2/\text{年}$</p> <p>(誤) $17,133kwh \times 0.0003145t-CO_2/kwh = 5.4t-CO_2/\text{年}$ (太陽光発電) 5.4 (太陽光発電) + 1.3 (空調) + 5.4 (太陽光発電) = $12.1t-CO_2/\text{年}$</p>
⑥	<p>本間接補助事業者(北広島町)は、平成23年度に、広島県が造成した基金から3,000千円の補助を受け、街灯117基のLED照明化を実施した。</p> <p>広島県が平成25年度に環境省に提出した削減量報告書では、CO₂排出削減量の24年度の実績が2t-CO₂/年とされているが、これは同事業者が21年度及び22年度に、基金から補助金を受けて実施した別の事業によるCO₂排出削減量の実績である。</p> <p>上記の点を修正して試算すると、9t-CO₂/年となる。</p> <p>(正) (交換前消費電力) $100w \times 3 \text{ 基} + 80w \times 24 \text{ 基} + 60w \times 17 \text{ 基} + 32w \times 1 \text{ 基} + 20w \times 72 \text{ 基} = 4,712w$ (交換後消費電力) $32w \times 24 \text{ 基} + 18.3w \times 2 \text{ 基} + 18w \times 1 \text{ 基} + 8.7w \times 73 \text{ 基} + 7.2w \times 17 \text{ 基} = 1,580.1w$ $(4,712w - 1,580.1w) \times 0.001 \times 12h \times 365 \text{ 日} \times 0.000657t-CO_2/kwh = 9t-CO_2/\text{年}$</p> <p>(誤) 「市町施設太陽光発電等設置支援事業」(道の駅舞羅IC千代田(21~22年度))に係るLED照明化の平成24年度におけるCO₂排出削減量: 2t-CO₂/年</p>

⑦	<p>本間接補助事業者（玉名市）は、平成 21 年度及び 22 年度に、熊本県が造成した基金から 20,000 千円の補助金を受けて、公共施設に太陽光発電設備（30kw）及びLED照明 201 台を導入した。</p> <p>熊本県が平成 25 年度に環境省に提出した削減量報告書では、CO₂排出削減量の 24 年度の実績は 47.5t-CO₂/年とされているが、次の点で不正確となっている。</p> <p>i) 太陽光発電設備によるCO₂排出削減量の算定には、交流電力変換後の発電量を用いるべきところ、変換前の直流電力のものが用いられている。</p> <p>(正) $39,314.5\text{kwh (交流電力)} \times 0.000525\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 20.6\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>(誤) $42,100\text{ kwh (直流電力)} \times 0.000525\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 22.1\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>ii) LED照明によるCO₂排出削減量は、25.4t-CO₂/年とされており、導入前の平成 21 年度と 24 年度の消費電力量の差から算定されているが、21 年度の消費電力量が誤っている。また、LED照明によるCO₂排出削減量には、同時に導入した太陽光発電設備によるCO₂排出削減量も含まれている。</p> <p>上記の点を修正して試算すると、13.7t-CO₂/年となる。</p> <p>(正) $(294,534\text{ kwh (平成 21 年度消費電力量)} - 229,252\text{kwh (24 年度消費電力量)}) \times 0.000525\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 34.3\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>$34.3\text{ (施設全体)} - 20.6\text{ (太陽光発電設備)} = 13.7\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>(誤) $(277,598\text{ kwh (平成 21 年度消費電力量)} - 229,252\text{kwh (24 年度消費電力量)}) \times 0.000525\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 25.4\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>上記 i) 及び ii) について修正して試算すると、34.2t-CO₂/年となる。</p> <p>(正) $20.6\text{ (太陽光発電設備)} + 13.7\text{ (LED照明)} = 34.3\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>(誤) $22.1\text{ (太陽光発電設備)} + 25.4\text{ (LED照明)} = 47.5\text{t-CO}_2/\text{年}$</p>
⑧	<p>本間接補助事業者（宍粟市）は、平成 21 年度に、兵庫県が造成した基金から 19,526 千円の補助金を受けて、温浴施設に木質バイオマスボイラーを導入した。</p> <p>兵庫県が平成 25 年度に環境省に提出した削減量報告書では、CO₂排出削減量の 24 年度の実績は 112.7t-CO₂/年とされているが、算定に用いた灯油の単位発熱量及びCO₂排出係数が明らかに誤っており、正確な値で試算すると 107.4t-CO₂/年となる。</p> <p>(正) $83.26\text{t (ペレット使用量)} \times 4,540\text{kcal/t (ペレット熱量)} \div 8,767\text{ kcal/l (熱量)} \times 2.49\text{kg-CO}_2/\text{l (排出係数)} = 107.4\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>(誤) $83.26\text{t (ペレット使用量)} \times 4,540\text{kcal/t (ペレット熱量)} \div 8,640\text{ kcal/l (熱量)} \times 2.584\text{kg-CO}_2/\text{l (排出係数)} = 112.7\text{t-CO}_2/\text{年}$</p>

⑨	<p>本間接補助事業者（三次市）は、平成 22 年度に、広島県が造成した基金から 18,000 千円の補助を受け、公共施設に太陽光発電設備（20kw）及び LED 照明 12 台を導入した。</p> <p>広島県が平成 25 年度に環境省に提出した削減量報告書では、太陽光発電設備による CO₂ 排出削減量の 24 年度の実績が 7.7t-CO₂/年とされているが、算定に使用する電気の CO₂ 排出係数が誤っている。</p> <p>本来は、環境省マニュアルに基づき、平成 24 年 11 月に公表された最新の電気事業者の排出係数を用いるべきところ、太陽光発電設備のモニター画面に表示された CO₂ 排出削減量を用いている。</p> <p>上記の点を修正して試算すると、16t-CO₂/年となる。</p> <p>(正) $24,336.9\text{kwh} \times 0.000657\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 16\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>(誤) $24,336.9\text{kwh} \times 0.000315\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 7.7\text{t-CO}_2/\text{年}$</p>
⑩	<p>本間接補助事業者（阿南市）は、平成 21 年度及び 22 年度に、徳島県が造成した基金から 30,000 千円の補助金を受けて、温浴施設に高効率ヒートポンプ及び LED 照明 87 台を導入した。</p> <p>徳島県が環境省に提出した実績報告書では、平成 23 年度の CO₂ 排出削減量の実績が 209t-CO₂/年とされているが、算定方法が誤っている。</p> <p>本来は、A 重油の削減量に A 重油の CO₂ 排出係数を乗すべきところ、高効率ヒートポンプの熱量に灯油の CO₂ 排出係数を乗じている。</p> <p>上記の点を修正して試算すると 55.3t-CO₂/年となる。</p> <p>(正) $42.6\text{k1 (A 重油削減)} \times 2.71\text{t-CO}_2/\text{k1} = 115.4\text{t-CO}_2/\text{年}$ $115.4\text{ (A 重油削減)} - 60.1\text{ (電気使用)} = 55.3\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>(誤) $1,081,506\text{MJ (ヒートポンプ熱量)} \times 0.000249\text{t-CO}_2/\text{MJ} = 269\text{t-CO}_2/\text{年}$ $269\text{ (A 重油削減)} - 60.1\text{ (電気使用)} = 209\text{t-CO}_2/\text{年}$</p>
⑪	<p>沖縄県は、平成 22 年度及び 23 年度に、補助金を受けて造成した基金から 25,517 千円を拠出し、住宅の屋上や壁面への高遮熱塗装及び窓ガラスへの遮熱フィルムを同時に施工する者に対して、費用の 3 分の 1 を補助する事業を実施した。</p> <p>沖縄県が環境省に提出した平成 23 年度の各年度報告書及び実績報告書では、平成 23 年度の CO₂ 排出削減量の実績は 117t-CO₂/年とされているが、重量の単位変換（kg から t）の際 1,000 で除すべきところ、100 で除しており、これを訂正して試算すると 11.7t-CO₂/年となる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4-2-3 C O₂排出削減効果（実績）が適切に算定されていない事例（小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業）

府省	環境省
事業名	小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業
調査結果	<p>本事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 に基づき策定された実行計画に従い、地方公共団体の施設に先進的な再生可能エネルギー・省エネルギー技術を率先的に相当規模で導入する取組の支援を図るものである。</p> <p>地方公共団体（平成 22 年度以降、都道府県、政令市、中核市及び特例市を除く。）は、環境省地方環境事務所に対して交付申請を行い、同事務所が審査、交付を決定している。当該交付申請時及び補助事業完了時に、同事務所は、補助事業者が算定した C O₂排出削減効果（見込み）を確認していた。</p> <p>また、同事業では、補助事業者は、設備の使用開始年度及びその後の 3 年間、各年度の C O₂排出削減効果（実績）を同事務所に報告することとされている。</p> <p>しかし、22 補助事業者を対象に、C O₂排出削減効果（実績）が適切に算定されているか調査したところ、以下のとおり、2 補助事業者において、同事務所がその算定根拠の提出を求めているため、報告された誤ったデータが訂正されていない事例がみられた。</p> <p>① 算定の前提となる事実関係が誤っているものが 2 事例みられた。＜事例番号①②＞</p> <p>② 明らかな計算誤りによるものが 1 事例みられた。＜事例番号②＞</p> <p>注 以下の事例で引用する提出書類の略称及び概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書：交付要綱に基づき、設備の導入が完了した際に提出される。提出時期が設備の本格稼働前であるため、記載される C O₂排出削減量は見込みである。 ・事業報告書：実施要領に基づき、導入した設備の使用開始の日から当該年度の 3 月末までの期間及びその後の 3 年間の期間について、毎年度提出されるものであり、各年度の C O₂排出削減量の実績が記載される。
事例番号	事例の内容
①	<p>本補助事業者（泉大津市）は、平成 22 年度に、24,533 千円の補助金を受けて、庁舎に太陽光発電設備（50kw）を導入した。</p> <p>同事業者が近畿地方環境事務所に提出した平成 23 年度の事業報告書では、同年度の実績は 21.27t-CO₂/年とされているが、これは、交付申請書及び実績報告書に記載された見込み値を転記したものであり、同年度の実際の発電量に修正して試算すると 21.55t-CO₂/年となる。</p> <p>（正）$60,700\text{kwh} \times 0.000355\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 21.55\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>（誤）$59,910\text{kwh} \times 0.000355\text{t-CO}_2/\text{kwh} = 21.27\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>また、同事業者は、平成 24 年度の事業報告書においても、見込み値を実績値として報告しているが、同年度分の発電量が集計装置の不具合により集計されておらず、C O₂排出削減量の実績を算定できていない。</p>

	<p>(正) <u>発電量が集計されておらず算定できない。</u> (誤) <u>59,910kwh</u>×0.000355t-CO₂/kwh=21.27t-CO₂/年</p>
②	<p>本補助事業者（板野町）は、平成21年度に、11,112千円の補助金を受けて、町営の温浴施設に、ヒートポンプ（循環型加温機能付業務用エコキュート）を導入した。同事業者は、ヒートポンプと従来から使用する灯油ボイラーを併用することで、灯油ボイラー単体の場合よりCO₂排出量を削減することを見込んでいた。</p> <p>同事業者が中国四国地方環境事務所に提出した平成22年度から24年度までの事業報告書では、CO₂排出削減量の実績が、22年度は16t-CO₂/年、23年度は3t-CO₂/年、24年度は13t-CO₂/年とされているが、次の点で不正確となっている。</p> <p>i) 各年度とも、エコキュートの消費電力量について、電気事業者に問い合わせれば正確な数値の把握が可能であったにもかかわらず、推計値を使用している。</p> <p>ii) 各年度の実績は、各年度のCO₂排出量と事業実施前である平成20年度のCO₂排出量との差で算定されているが、22年度分のみ、比較対象である20年度のCO₂排出量が、556t-CO₂/年ではなく558t-CO₂/年と誤っている。</p> <p>iii) 各年度とも、平成19年9月に公表された電気事業者の排出係数が用いられているが、それぞれ最新の公表された排出係数を用いるべきと考えられる。</p> <p>上記の点を修正して試算すると、22年度は4t-CO₂/年の削減、23年度は6t-CO₂/年の増加、24年度は2t-CO₂/年の増加となる。</p> <p>【平成22年度】</p> <p>(正) <u>135,911kwh (使用電力量) × 0.000407t-CO₂/年 (平成22年12月公表の排出係数) = 55t-CO₂/年 (22年度排出量 (電気))</u> <u>556 (20年度排出量(灯油)) - 497 (22年度排出量 (灯油)) - 55 (22年度排出量 (電気)) = 4t-CO₂/年</u></p> <p>(誤) <u>123,981kwh (使用電力量 (推計値)) × 0.000368t-CO₂/年 (平成19年9月公表の排出係数) = 45t-CO₂/年 (22年度排出量 (電気))</u> <u>558 (20年度排出量(灯油)) - 497 (22年度排出量 (灯油)) - 45 (22年度排出量 (電気)) = 16t-CO₂/年</u></p> <p>【平成23年度】</p> <p>(正) <u>109,352 (使用電力量) × 0.000326t-CO₂/年 (平成24年1月公表の排出係数) = 36t-CO₂/年 (23年度排出量 (電気))</u> <u>556 (20年度排出量(灯油)) - 526 (23年度排出量(灯油)) - 36 (23年度排出量(電気)) = -6t-CO₂/年</u></p> <p>(誤) <u>75,187 (使用電力量 (推計値)) × 0.000368t-CO₂/年 (平成19年9月公表の排出係数) = 27t-CO₂/年 (23年度排出量 (電気))</u></p>

	<p>556 (20 年度排出量) -526 (23 年度排出量 (灯油)) -<u>27</u> (23 年度排出量 (電気)) =3t-CO₂/年</p> <p>【平成 24 年度】</p> <p>(正) <u>96,000 (使用電力量) × 0.000552t-CO₂/年 (平成 24 年 11 月公表の排出係数)</u> =53t-CO₂/年 (24 年度排出量 (電気))</p> <p>556 (20 年度排出量(灯油)) -505 (24 年度排出量 (灯油)) -<u>53</u> (24 年度排出量 (電気)) =-2t-CO₂/年</p> <p>(誤) <u>107,085 (使用電力量 (推計値)) × 0.000368t-CO₂/年 (平成 19 年 9 月公表の排出係数)</u> =38t-CO₂/年 (24 年度排出量 (電気))</p> <p>556 (20 年度排出量(灯油)) -505 (24 年度排出量 (灯油)) -<u>38</u> (24 年度排出量 (電気)) =13t-CO₂/年</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(2)-④ CO₂排出削減効果（実績）が適切に算定されていない事例（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業）

府省	環境省
事業名	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業
調査結果	<p>本事業は、廃棄物処理の焼却熱を利用した発電設備の導入や化石燃料に代替する廃棄物燃料を製造する設備などの導入等に必要な経費の一部を補助するものである。</p> <p>本事業では、環境省本省において、申請の審査、交付の決定等の手続が行われ、交付申請時及び補助事業完了時に、補助事業者が算定したCO₂排出削減効果（見込み）を確認している。</p> <p>また、同事業では、補助事業者は、設備の使用開始年度及びその後の3年間、各年度のCO₂排出削減効果（実績）を環境省に報告することとされている。</p> <p>しかし、8 補助事業者を対象に、CO₂排出削減効果（実績）が適切に算定されているか調査したところ、以下のとおり、3 補助事業者において、環境省がその算定根拠の提出を求めているため、報告された誤ったデータが訂正されていない事例がみられた。</p> <p>① 算定の前提となる事実関係が誤っているものが2 事例みられた。＜事例番号①②＞</p> <p>② 補助事業の効果ではないものを含めて算定しているものが1 事例みられた。＜事例番号③＞</p> <p>③ 明らかな計算誤りによるものが2 事例みられた。＜事例番号①③＞</p> <p>注 以下の事例で引用する提出書類の略称及び概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況報告書：補助を受けて導入した設備の使用開始の日から当該年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、各年度の利用状況を毎年度報告するもの。ただし、CO₂排出削減効果の実績報告が必須とされたのは、23年度の採択事業から。平成22年度以前の採択事業については公募要領、23年度以降の採択事業については実施要領及び公募要領に基づく。
事例番号	事例の内容
①	<p>本補助事業者は、平成22年度に、205,666千円の補助金を受けて、汚泥、食品残さ等から、石炭に代替する固体燃料及びA重油に代替する液体燃料を製造する設備を導入した。</p> <p>同事業者が環境省に提出した平成23年度分の利用状況報告書では、固体燃料の製造による削減実績は619t-CO₂/年とされているが、次の点で不正確となっている。</p> <p>i) 算定の基礎である固体燃料の製造量が296.5t/年とされているが、誤りであり、正確な製造量は87.6t/年である。</p> <p>ii) 固体燃料の製造量の大半が、計画で想定されていた石炭の代替燃料としての品質を保てず、肥料の発酵促進剤として使われていることから、実際には、CO₂の排出削減につながっていない。同事業者の販売</p>

	<p>記録簿から燃料として販売されているのが確認できる固体燃料は5.4tのみである。</p> <p>iii) 固体燃料の製造によるCO₂排出削減量について、石炭の単位当たりの発熱量を26.6GJ/tとしているが、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）の改正により、平成22年度から25.7GJ/tとされたため、これを用いるべきである。</p> <p>上記の点を修正して試算すると、11t-CO₂/年となる。</p> <p>(正) $5.4\text{t/年} \times 5,500\text{kcal} \div 6,354\text{kcal} \times 0.0906\text{t-CO}_2/\text{GJ} \times 25.7\text{GJ/t}$ $= 11\text{t-CO}_2/\text{年}$</p> <p>(誤) $296.5\text{t/年} \times 5,500\text{kcal} \div 6,354\text{kcal} \times 0.0906\text{t-CO}_2/\text{GJ} \times 26.6\text{GJ/t}$ $= 619\text{t-CO}_2/\text{年}$</p>
②	<p>本補助事業者は、平成21年度及び22年度に、273,250千円の補助金を受けて、廃棄物の焼却により発生する廃熱を蓄熱・輸送し、温水用熱源として供給するためのトランスヒートコンテナ等を導入した。</p> <p>同事業者が環境省に提出した平成23年度分及び24年度分の利用状況報告書では、両年度の実績が、それぞれ89.4t-CO₂/年、101.3t-CO₂/年とされている。</p> <p>しかし、同事業者が算定した実績値は、蓄熱及び熱交換の際の電力消費から発生するCO₂排出量が考慮されておらず、当該排出量を考慮して試算すると、両年度のCO₂排出削減量の実績は、それぞれ77.5t-CO₂/年、91.5t-CO₂/年となる。</p>
③	<p>本補助事業者は、平成22年度に、33,373千円の補助金を受けて、A重油に代替する木質バイオマス燃料を製造する従前の設備に、製造量を増加するための機器を追加した。</p> <p>同事業者が環境省に提出した平成24年度分の利用状況報告書では、同年度の実績は14,411t-CO₂/年とされているが、次の点で不正確となっている。</p> <p>i) 同事業者は、木質バイオマス燃料の製造量の増加を図るための設備を導入しているため、そのCO₂排出削減量は、増加した製造量を基に算定するべきであるが、総製造量を基に算定している。</p> <p>ii) 電気使用によるCO₂排出量について、平成24年11月に公表された排出係数(0.000464t-CO₂/kwh)を用いるべきところ、21年12月以前に用いられていた排出係数(0.000425t-CO₂/kwh)が用いられている。</p> <p>iii) 電気使用によるCO₂排出量は、CO₂排出削減量から差し引かれるべきであるが、足されている。</p> <p>上記の点を修正して試算すると、4,672t-CO₂/年となる。</p>

	<p>(正) (総製造量に基づくCO₂排出削減量) 14,617t-CO₂/年 (A重油の使用によるCO₂排出量) 242t-CO₂/年 (電気の使用によるCO₂排出量) 84,000kwh/年×<u>0.000464t-CO₂/kWh</u>= 39t-CO₂/年 <u>(設備導入前(平成22年度)の製造量に基づくCO₂排出削減量(製造過程における排出量を差し引いたもの)) 9,664 t-CO₂/年</u> 14,617-242-39-<u>9,664</u>=4,672t-CO₂/年</p> <p>(誤) (総製造量に基づくCO₂排出削減量) 14,617t-CO₂/年 (A重油の使用によるCO₂排出量) 242t-CO₂/年 (電気の使用によるCO₂排出量) 84,000kwh/年×<u>0.000425t-CO₂/kWh</u>= 36t-CO₂/年 14,617-242+<u>36</u>=14,411t-CO₂/年</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 4-(2)-⑤ CO₂排出削減効果（実績）が適切に算定されていない事例（モーダルシフト等推進事業）

府省	国土交通省
事業名	モーダルシフト等推進事業
調査結果	<p>本事業は、貨物運送事業者など物流関係者によって構成される協議会がCO₂排出原単位の小さい輸送手段への転換（モーダルシフト）を行うのに要する運行経費や機器の導入経費の一部を補助するものである。</p> <p>補助事業者は、地方運輸局を經由して国土交通省本省に、補助対象期間中、毎月、輸送実績の報告を行い、当該期間終了時及びその後の所定の時期に、CO₂排出削減量の実績の報告を行っている。</p> <p>しかし、8 地方運輸局 41 補助事業者を対象に、CO₂排出削減効果（実績）が適切に算定されているか調査したところ、以下のとおり、4 地方運輸局 6 補助事業者において、国土交通省がその算出根拠を求めているなどのため、報告された誤ったデータが訂正されていない事例がみられた。</p> <p>① 算定の前提となる事実関係が誤っているものが 1 事例みられた。＜事例番号①＞</p> <p>② 明らかな計算誤りによるものが 5 事例みられた。＜事例番号②③④⑤⑥＞</p> <p>注 以下の事例で引用する提出書類の略称及び概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次報告書：「モーダルシフト等推進事業費補助金輸送実績報告書（月次報告書）」として、補助対象期間の各月の貨物量を毎月報告するもの。CO₂排出削減量は報告対象となっていない。 ・実績報告書：「モーダルシフト等推進事業計画（実績報告）」として、補助対象期間の終了後に、当該期間の貨物量やCO₂排出削減量の実績を取りまとめて報告するもの ・輸送状況報告書：「モーダルシフト等推進事業費補助金輸送状況報告書」として、補助対象期間の終了後、運行経費に対する補助金を受けている場合は 6 か月間、機器の導入経費に対する補助金を受けている場合は 1 年間、当該事業が補助対象期間終了後も継続されていることを確認するため、当該期間の貨物量やCO₂排出削減量の実績を取りまとめて報告するもの
事例番号	事例の内容
①	<p>本補助事業者は、平成 23 年度に 2,192 千円の補助金（運行経費に対する補助金のみ）を受けて、トレーラーによる陸上輸送から海上輸送に転換する事業を実施している。同事業者は、当該事業が補助対象期間終了後も継続されていることを確認するための輸送状況報告書を提出し、補助対象期間終了後の平成 24 年 3 月から同年 8 月までの 6 か月間の月平均の貨物量等を報告している（注）。</p> <p>（注）平成 23 年度当時の応募要項では、月平均のみの報告となっている。</p>

同報告書では、貨物量の実績として月平均 206 t と記載されているが、同事業者に月別の貨物量を調査したところ、次の表のとおり、実際は月平均 169.3t であり、過大に報告されていた。貨物量が多いほどCO₂排出削減効果は大きくなるため、効果が 30t-CO₂/年過大となっている。

輸送月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	6か月平均
輸送状況報告書の内容	/						206.0 t
調査結果	0 t	0 t	0 t	352 t	664 t	0 t	169.3 t

(注) 輸送状況報告記載内容の月別輸送量は、同報告書で報告することとされていないため、表は斜線としている。

以上の状況について、中部運輸局は「輸送状況報告書では、輸送量を確認できる資料の添付は求めているため、確認できない。報告内容に疑義がある場合は、状況説明、挙証資料等を求めるなど所要の措置を講じる」としている。

② 本補助事業者は、平成 24 年度に 1,432 千円の補助金を受けて、新規に鉄道輸送を行う事業を実施している。

その実績報告書をみると、補助対象期間に、コンテナ計 94 個の貨物量を、総輸送距離 139,173km 輸送し、CO₂排出量を 242.7t-CO₂/年削減したと報告されているが、次表のとおり、実際の総輸送距離は 151,315km であるため、実績報告書に記載されている総輸送距離 (139,173km) は実際の総輸送距離よりも過小な表記となっており、それに伴いCO₂排出削減量が過小に算定されていた。

	実際の輸送実績			
	事業計画の着駅で鉄道輸送が完了しているもの	事業計画の着駅を超えて鉄道輸送しているもの	事業計画の着駅の手前で鉄道輸送が完了しているもの	
コンテナ数 (個)	94	20	57	17
総輸送距離 (km)	151,315	27,307	101,635	22,373

③ 本補助事業者は、平成 24 年度に 1,518 千円の補助金を受けて、トラックによる陸上輸送から鉄道輸送に転換する事業を実施しているが、その実績報告書をみると、次の表のとおり、実際に転換した貨物量 1,783.9 t ではなく、計画時の貨物量 2,723.4 t を用いて転換前のCO₂排出量を算定しているため、効果が 106.2t-CO₂/年過大となっている。

以上の状況について、近畿運輸局は「貴見のとおり」としている。

		貨物量(t)		CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)
		転換前	転換後	
事業計画書		2,723.4	2,723.4	260.5
実績報告書	誤	2,723.4	1,783.9	272.7(a)
	正	<u>1,783.9</u>	1,783.9	<u>166.5(b)</u>
	差 (a)-(b)			

- ④ 上記事例番号③と同様、北海道運輸局管内の2補助事業者においても、
⑤ 当該事業が補助対象期間終了後も継続されていることを確認するための輸送状況報告書で同様の事例がみられた。

一つは、平成23年度に1,165千円の補助金を受けて、新規に鉄道輸送を実施し、他方は、23年度に1,085千円の補助金を受けて、トラックによる陸上輸送から鉄道輸送に転換する事業を実施しているが、いずれも、次の表のとおり、実際の転換貨物量ではなく、計画時の貨物量を用いて転換前のCO₂排出量を算定していたため、CO₂排出削減量が過大又は過小になっていた。

補助事業者			貨物量(t)		CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)
			転換前	転換後	
A	事業計画書		80	80	56.0
	輸送状況報告書	誤	80	75	56.6(a)
		正	<u>75</u>	75	<u>52.3(b)</u>
	差 (a)-(b)				4.3
B	事業計画書		50	50	25.3
	輸送状況報告書	誤	50	57	24.6(c)
		正	<u>57</u>	57	<u>29.0(d)</u>
	差 (c)-(d)				-4.4

以上の状況について、北海道運輸局は「書類の確認に不備があった」としている。

- ⑥ 本補助事業者は、平成23年度に3,791千円の補助金を受けて、コンテナを購入し、トラックによる陸上輸送から海上輸送に転換する事業を実施している。コンテナは機器の導入に当たるため、同事業者は、当該事業が補助対象期間終了後も継続されていることを確認するための輸送状況報告書を提出し、補助対象期間終了後1年間分の輸送実績を報告している。

その報告書をみると、月平均の貨物量は330tと記載されているが、当省の調査に対し同事業者は、これは報告期間全体の平均ではなく、東日本大震災の影響等がなくなり、順調に輸送されていた平成24年6月から11

月頃の実績を使用して設定していたことが明らかとなった。

上記1年間の貨物量の平均は261tであるため、69t 過大に報告されているため、効果も34t-CO₂/年過大に報告されている。

輸送月	コンテナの個数 (個)	貨物量 (t)
H24.3	3	52.1
H24.4	6	125.15
H24.5	12	249.18
H24.6	18	310.2
H24.7	21	351.57
H24.8	18	318.11
H24.9	18	303.72
H24.10	18	301.32
H24.11	21	354.73
H24.12	15	254.77
H25.1	15	253.32
H25.2	15	256.8
月平均	15	261

(注) 太枠部分は、順調に輸送していた時期で、当該実績を使用して実績報告書における月平均の貨物量を算出していた。

以上の状況について、東北運輸局は「輸送状況報告書の貨物量については、対象期間全体の月平均に基づいているものと認識しており、本件のようなことを想定していなかった。要綱・要領上、輸送状況報告書に根拠資料を求めることとされておらず、また、そのような内部規定等もないため、補助事業者に対して根拠資料を求めたことはない。」としている。

(注) 当省の調査結果による。